

戸別訪問していただく自治会役員さんの手引き

○社協会員会費について

社会福祉協議会は、地域住民の参加と協力により、地域福祉を推進する中核的な団体として、社会福祉法に定められた民間の団体です。

大和市社会福祉協議会（市社協）では『住民ひとりひとりの参加を基本に 共に支えあう福祉のまちづくり』を基本理念に掲げて事業を推進しています。

会員制度は、地域福祉の主役は住民一人ひとりであるという認識のもと、会員に加入していただくこと自体が地域福祉に参加する方法の一つとして設けているもので、会員会費は募金や寄附と同様任意に基づくものです。

市社協では、会員の募集を自治会にご協力をいただいておりますが、お預かりした会員会費は地区社会福祉協議会（地区社協）活動等住民福祉活動やボランティア活動を進めていくうえで大切に使用させていただいております。

会員は、会員会費の額によって次の3種類に分かれています。

① 「一般会員」・・・会費	年額（一世帯）	300 円
② 「賛助会員」・・・会費	年額（一口）	1,000 円以上
③ 「特別会員」・・・会費	年額（一口）	5,000 円以上

○よくある質問

Q 1. 集められた会員会費はどのように使われていますか？

A 自治会で集めていただいた会費は、各地区社協の活動費や活動助成金として活用され、全体の約3分の2が、皆さんの身近な地域での福祉活動に役立てられています。

また、市社協でもボランティアの活動支援、生活困窮者など当事者支援、ボランティア講座や研修費、社協だよりの発行経費など、広く福祉事業に活用しています。

Q 2. 会員の特典はありますか？

A 自分たちの地域を良くするための活動財源を募集するという趣旨のため、会員優待などの特典はありませんが特別会員の方には「特別会員章」をお送りします。

Q 3. 会員会費は強制ですか？

A 任意加入で強制ではありませんが、住民参加による地域福祉を推進するという市社協の役割と会員会費の趣旨をご理解いただいたうえで加入をお願いしています。

